

お知らせ

「住宅・土地統計調査」にご協力をお願いします

10月1日を基準日として平成20年住宅・土地統計調査が実施されます。

これは、総務省が実施する統計調査で、町内では拳ノ川・市野々川・佐賀・馬地・灘・浮鞭・口湊川・入野本村・芝・万行・上田の口・田野浦を対象に調査が行われます。

9月上旬から、対象となった地区には、調査員証を携帯した調査員が調査対象の把握のための調査に伺います。

9月下旬には、調査対象となった世帯に『調査票』の配布に伺うこととなりますので、調査員が訪問した際には、ご協力をよろしくお願いします。

○お問い合わせ

本庁総務課企画振興係

☎ 43-2112(直通)



仕事をお探しの方、事業主の方、黒潮町無料職業紹介所に登録しませんか

町内の誰もが気楽に利用できる無料の『職業紹介所』を黒潮町役場産業振興課に開設しています。

町内で仕事をお探しの方(求職者)や町内で人を雇いたい事業主(求人者)が、それぞれ登録しておくことで、お互いの希望に合った求人・求職情報を紹介します。

現在のところ求職者の登録が少なく、求人情報があっても十分な紹介が出来ない状況です。登録されても、希望に沿うものがなければ、すぐに紹介することはできませんが、まずは登録してみたいかがでしょうか。また、事業主の方も忙しい時期のみの短期間の雇用から長期間の雇用まで、どんな求人情報でもかまいませんので、多くの求人情報の登録をお願いいたします。

○お申し込み・お問い合わせ

大方総合支所
産業振興課商工観光係

☎ 43-2113(直通)

NHK放送受信料の免除基準が変わります(10月1日から)

NHKでは、障害者手帳をお持ちの方などを対象に放送受信料の免除を行っています。10月1日より免除の対象範囲が次のように広がります。

免除基準

【全額免除】

- 身体、知的、精神のいずれかの障がいのある方がいる世帯のうち、世帯全員が市町村民税非課税の場合(※身体もしくは、精神障がい者については、手帳をお持ちの方に限られます。)
- 生活保護などの公的扶助を受けている場合

【半額免除】

- 視覚もしくは、聴覚障がい者の方が世帯主である場合
- 身体障害者手帳の障害等級が1、2級の方が世帯主である場合

● 重度の知的障がい者が世帯主である場合

- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方が世帯主である場合
- 戦傷病者手帳の障害程度が特別項症から第1款症の方

が、世帯主である場合
申請書類

申請書類は、NHKまたは役場の担当係にあります。

○お問い合わせ・担当係

大方総合支所
健康福祉課福祉係

☎ 43-2116(直通)

佐賀総合支所

健康福祉課保険福祉係

☎ 55-3112(直通)

NHK視聴者コールセンター

☎ 0570-077-077

屋外広告物

違反広告物を一斉撤去します

毎年9月1日から10月までは「屋外広告美化旬間」です。ポスターや広告塔などで、

常時または一定期間継続して公衆に表示される広告物は、情報伝達的手段としてだけでなく、街に賑わいを与えてくれます。

しかし無秩序に氾濫すると、美しい街並みや自然景観が損なわれるだけでなく、落下や飛散による危害が予想されます。そのため、県では条例によって、大きさだけでなく、

広告物が出せない地域や、許

可が必要となる地域を定めています。

今年も、9月10日の「屋外広告の日」には県内各地で一斉に違反広告物の除去を行います。屋外へ無許可で出している「はり紙」「はり札」などの違反広告物を除去し破壊します。

美しい街並みのためには、みなさんのご理解とご協力が必要です。よろしくお願ひします。

屋外広告の広告主および広告業者のみなさんへ

広告を出されるときは、最寄の土木事務所(※高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。

また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。

○お問い合わせ

幡多土木事務所維持管理課

☎ 34-5222

県庁都市計画課HP(屋外)

<http://www.pref.kochi.jp/tosi>

<http://www.kei/kei-4/jokugai/ebiki.htm>